

料金以外の見直し内容

当社は、2023年4月1日より、電気需給約款〔高圧〕および電気需給約款〔特別高圧〕について、料金以外に、以下の見直しを実施いたします。

○2022年9月21日公表の見直し内容

〔第三者への需給契約内容等開示の可能性を規定〕

法令および監督官庁その他公的機関からの要請にもとづき、需給契約内容等を開示することがある旨を規定いたします。

〔配電事業制度導入にともない、新たに配電事業者を規定〕

2020年6月に成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下、「エネルギー供給強靱化法」といいます。）にもとづき、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者が自ら面的な系統運用を行うことを可能とする制度（＝配電事業制度）が2022年4月に導入されたことにもとない、一般送配電事業者以外の配電事業者より、電気の供給を受けるお客さまへも、電気需給約款を適用するために、一般送配電事業者に加え、配電事業者を規定いたします。

<変更例> ※変更箇所：**赤字**

電気需給約款〔高圧〕

1 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款〔高圧〕（以下「この需給約款」といいます。）は、原則として当社が電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により提供するサービス（当社が指定するものに限り、）の適用を受け、一般送配電事業者**または配電事業者**が維持および運用する供給設備を介して高圧で電気の供給を受けるお客さま（当社以外の者から電気の供給を受けているお客さまを除きます。）に対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

〔指定区域供給制度導入にともない、当該区域に該当する場合の契約期間の終期を規定〕

エネルギー供給強靱化法にもとづき、山間地など特定の区域を独立系統化して地域分散電源による電力供給を行い、送配電網の維持・運用コスト削減と同時にレジリエンス向上を実現するための制度（＝指定区域供給制度）が2022年4月に導入されました。当該指定区域に該当するお客さまも、適切な料金の下で電気の供給が受けられるよう、離島等供給約款が適用されることにもとない、当該区域に該当するお客さまとの契約期間の終期は、原則として、離島等供給が開始される日の前日とする旨を規定いたします。

[他のサービスとの一括請求にともなう支払期日の変更]

お客さまの利便性向上を目的に、電気料金に限らず、当社が提供する他のサービスの料金を一括してお支払いいただけるよう、支払期日等の規定を変更いたします。

[文書以外で名義変更等の申し出ができるよう変更]

名義変更の申し出および自家発補給電力の定期検査等の通知方法は、文書としておりますが、デジタル化する将来を見越して、当社所定の様式へ変更いたします。

[法律名・告示名の変更を反映]

再生可能エネルギー発電促進賦課金に関連する法律名および告示名の変更を反映いたします。

[その他]

電気需給約款が切り替わることにともない、付随的に必要となる所要の見直しを実施いたします。

○2023年2月15日公表の見直し内容

[需給契約申込時のお申出事項の追加]

電気事業法上、一定規模以上の系統用蓄電池を用いた蓄電事業は「発電事業」と位置付けられたことにともない、ご契約申込時のお申出事項に、蓄電池を追加いたします。

[複数需要場所1引込を規定]

託送供給等約款へ「供給および契約の単位」の例外として「複数需要場所1引込」が規定されたため、規定の内容を反映いたします。

以 上